

### 第 3 章 運送関係手続

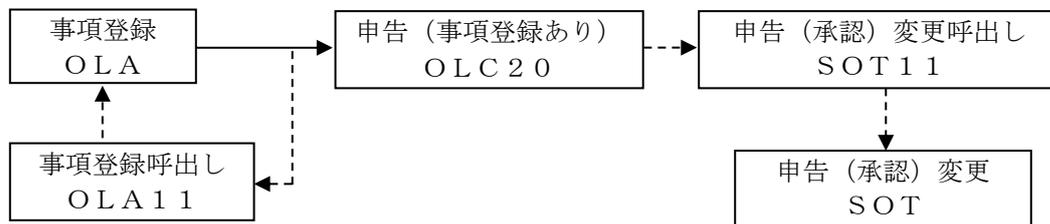
システムを使用して、関税法第 63 条（保税運送）に規定する保税運送及び第 63 条の 2（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。

#### 第 1 節 保税運送申告関係手続

システムを使用して、保税運送申告に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

なお、システムを使用して、保税運送申告に係る手続を行う場合は、事項登録業務を利用する方法と利用しない方法があり、保税運送申告を行う者はいずれかを選択することができる。

##### 【保税運送申告の流れ（事項登録業務を利用する場合）】



##### 【保税運送申告の流れ（事項登録を利用しない場合）】



#### ◎ 留意事項

システムを使用した保税運送申告については、輸入貨物、仮陸揚貨物及び未通関積戻し貨物を対象とする。ただし、次の場合についてはシステムを使用して保税運送申告を行うことができないので留意すること。

- ① 1 件の保税運送申告につき 5 B/L を超える場合（分割して申告できる場合を除く。）
- ② 1 件の保税運送申告につきコンテナ本数が 200 件を超える場合（分割して申告できる場合を除く。）
- ③ 担保の提供を必要とする場合

#### 1 申告事項の登録

##### (1) 申告事項の登録

「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC 2 0）を利用して、保税運送申告を行う者は、当該業務を実施する前に、次により申告事項をシステムに登録する。

登録した申告事項については、後記 3 (2)（申告の方法）により、「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC 2 0）を実施するまでの間、訂正することができる。

## イ 呼出しによらない方法

「保税運送申告事項登録」業務（業務コード：OLA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は、入力不可又は入力を要しない。

<共通部>

# [1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

# [2] 包括保税運送承認番号（「包括保税運送承認番号」欄）

[3] 申告官署コード（「申告官署」欄）

「保税地域」欄に入力された保税地域コードで申告官署が自動的に決定されるため、入力を要しない。

ただし、税関の指示により当該申告官署と異なる税関官署に申告する場合は、税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。

なお、自由化申告にかかる輸入申告中の貨物について、後記「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合、申告税関が発送地を管轄する税関と一致する必要がある。

[4] 申告者コード（「申告者」欄左）

通関業者が代理申告を行う場合は次による。

① 輸出入者コードを有する輸出入者の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。

② 申告者がシステムに登録されている利用者の場合は、利用者コード（「業務コード集」参照）を入力する。

③ ①から②に該当しない場合は、入力不可。

[5] 申告者名（「申告者」欄右）

通関業者が代理申告を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合は、申告者名を必須入力する。

① 「申告者」欄左を入力しなかったとき。

② 「申告者」欄左にJASTPROコード又は税関発給コードと関連付けられていない法人番号（以下この章において「関連付けのない法人番号」という。）を入力したとき。

[6] 申告者住所（連続入力）（「住所」欄）

通関業者が代理申告を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合は、申告者住所を必須入力する。

① 申告者が輸出入者のとき。

② 申告者がシステムに登録されている利用者の場合で、システムに登録されている申告者の住所と異なるとき。

③ 申告者がシステムに登録されている利用者でないとき。

[7] 自社・他社識別符号（「自社・他社」欄）

通関業者が代理申告を行う場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
自社運送	J
他社運送	T

[8] 運送具コード（「運送具\*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
A I R C R A F T	6
S H I P	1 1
B A R G E	1 6
R A I L E X P R E S S	2 5
T R U C K	3 1
O T H E R	1 7

[9] 運送目的コード（「運送目的\*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
荷主指定蔵置場へ搬入のため	S H I
RE-SHIPのため	R E S
F E E D E R 運送	F E D
旅具通関のための運送	B A G
輸入申告中の運送	K N U
その他	O T H

[10] 運送種別コード（「運送種別」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
一般運送	N R
一般運送（船側発送で揚地せん議有の場合）	E A
検疫の経由運送	Q U
仮陸揚貨物の運送	K R
市内運送	M K
仮陸揚貨物の市内運送	K K
簡易運送	K S

[11] 運送期間開始予定日（「運送期間」欄左）

保税運送の開始予定日を西暦（8桁）で必須入力する。

[12] 運送期間終了予定日（「運送期間」欄右）

運送期間の終了予定日を西暦（8桁）で入力する。

入力しなかった場合は、システムにより自動的に決定される。

[13] 発送地コード（保税地域）（「保税地域」欄）

発送場所が保税地域の場合は、保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

「バース」欄を入力する場合は、入力不可。

[14] 発送地コード（船卸場所）（「バース」欄）

発送場所が船卸場所の場合は、バースコード（「業務コード集」参照）を入力する。

「保税地域」欄を入力した場合は、入力不可。

[15] 船卸港コード（「港」欄左）

発送場所が船卸場所の場合は、船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[16] 発送地名（「港」欄右）

発送地がシステムに登録されていない場所である場合又は他所蔵置場所である場合は、発送地名を必須入力する。

[17] 到着地コード（「到着地\*」欄左）

到着地を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物の転送先と同一であること。

[18] 到着地名（「到着地」欄右）

到着地がシステムに登録されていない場所である場合又は他所蔵置場所である場合は、当該到着地名を必須入力する。

[19] 記事1（「記事1」欄）

税関の審査に必要な事項等を入力する。

ただし、「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は輸入申告番号、「運送種別」欄に「QU」（検査の経由運送）を入力した場合は経由地を、「保税地域」欄又は「到着地」欄左に他所蔵置場所を入力した場合は他所蔵置許可番号を入力する。

[20] コンテナ自動抽出識別（「コンテナ自動抽出」欄）

収容先コンテナ番号をシステムから自動抽出する場合は「Y」を必須入力する。

※ 以下 [21] から [44] までの項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[21] 貨物管理番号（「貨物管理番号\*」欄）

運送する貨物のB/L番号（CT-B/L番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力する。

[22] 品名（「品名」欄）

貨物の品名を必須入力する。

[23] 代表品目番号（「品目番号」欄）

代表品目番号をHSコード（4桁）で必須入力する。

「運送種別」欄に「KR」（仮陸揚貨物の運送）又は「KK」（仮陸揚貨物の市内運送）を入力した場合は、入力を要しない。

[24] 記号番号（「記号番号」欄）

貨物の記号番号を必須入力する。

[25] 最初蔵入・総保入年月日（「最初蔵入・総保入日」欄）

蔵入承認又は総保入承認を受けている場合は、最初に蔵入承認又は総保入承認を受けた年月日を西暦（8桁）で入力する。

- [26] 保税工場製品識別（「保税工場製品」欄）  
保税工場製品貨物の場合は、「Y」を入力する。
- [27] 原産地又は製造地コード（「原産地」欄）  
原産地又は製造地の国名を国名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [28] 積出地コード（「積出地」欄）  
積出地を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [29] 船舶コード（「船舶」欄左）  
積載船舶を船舶コードで入力する。  
船舶コードがシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。
- [30] 積載船名（「船舶」欄右）  
「船舶」欄左に「9999」を入力した場合は、積載船舶名を必須入力する。
- [31] 入港年月日（「入港日」欄）  
積載船の入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。
- [32] 輸入者等コード（「輸入者」欄左）  
① 輸出入者コードを有する輸出入者の場合は、輸出入者コードを入力する。  
なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。  
② システムに登録されている荷受人コード又は荷送人コードと異なる場合は必須入力する。  
③ ①から②に該当しない場合は、入力不可。
- [33] 輸入者等名（「輸入者」欄右）  
次のいずれかに該当する場合は、輸出入者名を必須入力する。  
① 「輸入者」欄左を入力しなかったとき。  
② 「輸入者」欄左に関連付けのない法人番号を入力したとき。
- ※ [34] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。
- [34] 他法令コード（「他法令」欄）  
関税法第70条（証明又は確認）に規定する許可又は承認等が必要とされる貨物については、他法令コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。  
5法令を超える場合は「記事2」欄に入力する。
- [35] 個数（「個数」欄左）  
貨物の個数を必須入力する。  
「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた個数を入力する。  
個数により入力することができない貨物の場合は、「1」を入力する。
- [36] 個数単位コード（「個数」欄右）  
個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [37] 総重量（「総重量」欄左）  
貨物の総重量を必須入力する。  
「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた重量を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[38] 重量単位コード（「総重量」欄右）

重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[39] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた容積を入力する。

小数点以下第3位まで入力することができる。

[40] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で入力する。

[41] 価格（「価格」欄左）

貨物の価格を入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた価格を入力する。

通貨種別コードが「JPY」以外の場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。

「運送種別」欄に運送種別コード「MK」（市内運送）、「KK」（仮陸揚貨物の市内運送）又は「KS」（簡易運送）を入力した場合は、入力を要しない。また、運送種別コード「MK」（市内運送）、「KK」（仮陸揚貨物の市内運送）又は「KS」（簡易運送）以外の保税運送であって、関税法基本通達63-5(3)（保税運送の申告手続）に規定する保税運送申告の場合には、「1」を入力する。

[42] 通貨種別コード（「価格」欄右）

「価格」欄左を入力した場合は、通貨種別を通貨種別コード（「業務コード集」参照）で入力する。

前記 [41] により、「1」を入力した場合には、「JPY」を入力する。

※ [43] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[43] 発送地リマークコード（「発送地リマーク」欄）

発送地にリマークがある場合は、リマークコード（「業務コード集」参照）を入力する。

[44] 記事2（「記事2」欄）

価格の建値、発送地リマークの補足事項（リマーク個数等）及び他法令コード等税関の審査に必要な場合に、必要に応じて入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、実際の運送個数、総重量、容積及び価格を入力する。

<繰返部>

※ 以下 [45] から [47] までの項目は、最大200欄まで繰り返し入力することができる。

[45] 収容先コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

コンテナ貨物の場合は、コンテナ番号を入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、発送地に残っているコンテナのコンテナ番号を入力する。

[46] 申告欄番号（「欄番号」欄）

「コンテナ番号」欄を入力した場合は、当該コンテナ番号に対応する貨物管理番号の申告欄番号を必須入力する。なお、申告欄番号が複数ある場合は、昇順で入力する。

（入力例）

「1」 「123」 「245」

※ [47] の項目は、最大6欄まで繰り返し入力することができる。

[47] シール番号（「シール番号」欄）

運送するコンテナのシール番号を入力する。

ロ 呼出しによる方法

「保税運送申告事項登録呼出し」業務（業務コード：OLA11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている貨物情報と共通の事項が、「保税運送申告事項呼出情報（貨物情報）」（出力情報コード：SAS1380）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上、前記イ（呼出しによらない方法）に準じて追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は、入力不可又は入力を要しない。

# [1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

[2] コンテナ自動抽出識別（「コンテナ自動抽出」欄）

コンテナ番号を自動抽出する場合は「Y」を入力する。

※ [3] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[3] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

申告事項の登録を行う貨物管理番号を入力する。

## (2) 出力情報

前記(1)（申告事項の登録）により、保税運送申告事項の登録を行った場合は、次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
保税運送申告入力控情報	SAS1360	なし	登録者

## 2 申告事項の訂正

### (1) 申告事項の訂正

前記1（申告事項の登録）により、システムに登録した保税運送申告事項を「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC20）による保税運送申告前に訂正する場合は、次による。

イ 呼出しによらない方法

「保税運送申告事項登録」業務（業務コード：OLA）を利用して、保税運送申告番号並び

に前記1（申告事項の登録）により登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「保税運送申告事項登録呼出し」業務（業務コード：OLA11）を利用して、次の事項を入力して送信することにより、システムに登録されている申告事項の内容が、「保税運送申告事項呼出情報（保税運送申告情報）」（出力情報コード：SAS1370）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は、入力不可又は入力を要しない。

[1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

保税運送申告番号を必須入力する。

# [2] コンテナ自動抽出識別（「コンテナ自動抽出」欄）

※ [3] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

# [3] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

## (2) 出力情報

前記(1)（申告事項の訂正）により、保税運送申告事項を訂正した場合は、登録者に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

## 3 保税運送申告

### (1) 申告方法の種類

保税運送申告の申告方法は次のとおりである。

イ 通常の申告

通常の申告とは、後記3(2)（申告の方法）により即時に申告を行うことをいう。税関の開庁時間外に申告を行う場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節に定める時間外執務要請届の提出が行われている必要がある。

ロ 開庁時自動起動による申告

開庁時自動起動による申告（以下この節において「開庁時申告」という。）とは、後記(2)（申告の方法）により自動起動する旨をシステムに登録した後、最初に到来する午前8時30分（行政機関の休日を除く。）以降に申告を自動起動することをいう。

なお、開庁時申告の旨の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの保税運送申告に係る開庁時間以外の時刻においてのみ可能である。

ハ 搬入時（船卸時）自動起動による申告

搬入時（船卸時）自動起動による申告（以下この節において「搬入時申告」という。）とは、後記(2)（申告の方法）により自動起動する旨をシステムに登録した後、発送地（システム参加保税地域に限る。）への搬入確認又は船卸確認を契機として申告が自動起動することをいう。

なお、搬入時申告を指定した場合で、起動時刻が税関の開庁時間外の場合は、開庁時申告に切替わり、最初に到来する午前8時30分（行政機関の休日を除く。）以降に申告が自動起動する。

開庁時申告の起動時刻を待たずに保税運送申告を行う場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節に定める時間外執務要請届の提出を行った後、後記4(1)（自動起動前における訂正又は取消し登録）により手動起動に切替えて申告を行う。

## (2) 申告の方法

### イ 保税運送申告事項を登録している場合

「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC20）を利用して、次の事項を入力し送信する。

- [1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

保税運送申告番号を必須入力する。

- [2] 搬入時・開庁時識別符号（「搬入時・開庁時識別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
搬入時申告（搬入時個別運送）	I
開庁時申告	K
通常申告	入力しない。

### ロ 保税運送申告事項を登録していない場合

#### (イ) 呼出しによらない方法

「保税運送申告」業務（業務コード：OLC）を利用して、次の事項を入力し送信する。  
なお、先頭に「#」が付された項目は、入力不可又は入力を要しない。

<共通部>

- [1] 処理区分コード（「処理区分\*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
登録	9
自動起動前の訂正（注）	5
自動起動前の取消し（注）	1

（注）「自動起動前」とは、後記[4] 搬入時・開庁時識別符号（「搬入時・開庁時識別」欄）に、「I」（搬入時申告（搬入時個別運送））又は「K」（開庁時申告）を入力の上送信した後、保税運送申告が自動起動するまでの間をいう。

- [2] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

「処理区分\*」欄が「5」（自動起動前の訂正）又は「1」（自動起動前の取消し）を入力した場合は、必須入力する。

#### # [3] 包括保税運送承認番号（「包括保税運送承認番号」欄）

- [4] 搬入時・開庁時識別符号（「搬入時・開庁時識別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
-----	-----

搬入時申告（搬入時個別運送）	I
開庁時申告	K
通常申告	入力しない。

[5] 申告官署コード（「申告官署」欄）

「保税地域」欄に入力された保税地域コードで申告官署が自動的に決定されるため、入力を要しない。

ただし、税関の指示により当該申告官署と異なる税関官署に申告する場合は、税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。

なお、自由化申告にかかる輸入申告中の貨物について、後記「運送目的」欄にKNU（輸入申告中の運送）を入力した場合、申告税関が発送地を管轄する税関と一致する必要がある

[6] 申告者コード（「申告者」欄左）

通関業者が代理申告を行う場合は次による。

① 輸出入者コードを有する申告者の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。

② 申告者がシステムに登録されている利用者の場合は、利用者コードを入力する。

③ ①から②に該当しない場合は、入力不可。

④ ①から③に該当しない場合は、入力不可。

[7] 申告者名（「申告者」欄右）

通関業者が代理申告を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合は、当該申告者名を必須入力する。

① 「申告者」欄左を入力しなかったとき。

② 「申告者」欄左に関連付けのない法人番号を入力したとき。

③ 「申告者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出入者名と異なるとき。

[8] 申告者住所（連続入力）（「住所」欄）

通関業者が代理申告を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合は、申告者住所を必須入力する。

通関業者が代理申告を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合は、申告者住所を必須入力する。

① 「申告者」欄左に輸出入者コードを入力したとき。

② 申告者がシステムに登録されている利用者の場合で、システムに登録されている申告者の住所と異なるとき。

③ 申告者がシステムに登録されている利用者でないとき。

[9] 自社・他社識別符号（「自社・他社」欄）

通関業者が代理申告を行う場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
自社運送	J
他社運送	T

[10] 運送具コード（「運送具」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
A I R C R A F T	6
S H I P	1 1
B A R G E	1 6
R A I L E X P R E S S	2 5
T R U C K	3 1
O T H E R	1 7

[11] 運送目的コード（「運送目的」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
荷主指定蔵置場へ搬入のため	S H I
R E - S H I Pのため	R E S
F E E D E R運送	F E D
旅具通関のための運送	B A G
輸入申告中の運送	K N U
その他	O T H

[12] 運送種別コード（「運送種別」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
一般運送	N R
一般運送（船側発送で揚地せん議有又は船側 発送で到着地が他所蔵置場所の場合）	E A
検疫の経由運送	Q U
仮陸揚貨物の運送	K R
市内運送	M K
仮陸揚貨物の市内運送	K K
簡易運送	K S

[13] 運送期間開始予定日（「運送期間」欄左）

保税運送の開始予定日を西暦（8桁）で必須入力する。

[14] 運送期間終了予定日（「運送期間」欄右）

運送期間の終了予定日を西暦（8桁）で入力する。

入力しなかった場合は、システムにより自動的に決定される。

[15] 発送地コード（保税地域）（「保税地域」欄）

発送場所が保税地域の場合は、保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。

「バース」欄を入力する場合は、入力不可。

[16] 発送地コード（船卸場所）（「バース」欄）

発送場所が船卸場所の場合は、バースコード（「業務コード集」参照）を入力する。

「保税地域」欄を入力した場合は、入力不可。

[17] 船卸港コード（「港」欄左）

発送場所が船卸場所の場合は、船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[18] 発送地名（「港」欄右）

発送地がシステムに登録されていない場所である場合又は他所蔵置場所である場合は、発送地名を必須入力する。

[19] 到着地コード（「到着地」欄左）

到着地を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物の転送先と同一であること。

[20] 到着地名（「到着地」欄右）

到着地がシステムに登録されていない場所である場合又は他所蔵置場所である場合は、当該到着地名を必須入力する。

[21] 記事1（「記事1」欄）

税関の審査に必要な事項等を入力する。

ただし、「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は輸入申告番号、「運送種別」欄に「QU」（検疫の経由運送）を入力した場合は経由地を、「保税地域」欄又は「到着地」欄左に他所蔵置場所を入力した場合は他所蔵置許可番号を入力する。

※ 以下 [22] から [45] までの項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[22] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

運送する貨物のB/L番号（CT-B/L番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力する。

[23] 品名（「品名」欄）

貨物の品名を必須入力する。

[24] 代表品目番号（「品目番号」欄）

代表品目番号をHSコード（4桁）で入力する。

「運送種別」欄に「KR」（仮陸揚貨物の運送）又は「KK」（仮陸揚貨物の市内運送）を入力した場合は、入力を要しない。

[25] 記号番号（「記号番号」欄）

貨物の記号番号を必須入力する。

[26] 最初蔵入・総保入年月日（「最初蔵入・総保入日」欄）

蔵入承認又は総保入承認を受けている場合は、最初に蔵入承認又は総保入承認を受けた年月日を西暦（8桁）で入力する。

[27] 保税工場製品識別（「保税工場製品」欄）

保税工場製品貨物の場合は、「Y」を入力する。

[28] 原産地又は製造地コード（「原産地」欄）

原産地又は製造地の国名を国名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[29] 積出地コード（「積出地」欄）

積出地を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[30] 船舶コード（「船舶」欄左）

積載船舶を船舶コードで入力する。

船舶コードがシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[31] 積載船名（「船舶」欄右）

「船舶」欄左に「9999」を入力した場合は、積載船舶名を必須入力する。

[32] 入港年月日（「入港日」欄）

積載船の入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[33] 輸入者等コード（「輸入者」欄左）

① 輸出入者コードを有する輸出入者の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。

② システムに登録されている荷受人コード又は荷送人コードと異なる場合は必須入力する。

③ ①から②に該当しない場合は、入力不可。

[34] 輸入者等名（「輸入者」欄右）

次のいずれかに該当する場合は、輸出入者名を必須入力する。

① 「輸入者」欄左を入力しなかったとき。

② 「輸入者」欄左に関連付けのない法人番号を入力したとき。

※ [35] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[35] 他法令コード（「他法令」欄）

関税法第70条（証明又は確認）に規定する許可又は承認等が必要とされる貨物については、他法令コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

5法令を超える場合は「記事2」欄に入力する。

[36] 個数（「個数」欄左）

貨物の個数を必須入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた個数を入力する。

個数により入力することができない貨物の場合は、「1」を入力する。

[37] 個数単位コード（「個数」欄右）

個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[38] 総重量（「総重量」欄左）

貨物の総重量を必須入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた重量を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[39] 重量単位コード（「総重量」欄右）

重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[40] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた容積を入力する。

小数点以下第3位まで入力することができる。

[41] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で入力する。

[42] 価格（「価格」欄左）

貨物の価格を入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、検査貨物を含めた価格を入力する。

通貨種別コードが「JPY」以外の場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。

「運送種別」欄に運送種別コード「MK」（市内運送）、「KK」（仮陸揚貨物の市内運送）又は「KS」（簡易運送）を入力した場合は、入力を要しない。

また、運送種別コード「MK」（市内運送）、「KK」（仮陸揚貨物の市内運送）又は「KS」（簡易運送）以外の保税運送であって、関税法基本通達63-5(3)（保税運送の申告手続）に規定する保税運送申告の場合には、「1」を入力する。

[43] 通貨種別コード（「価格」欄右）

「価格」欄左を入力した場合は、通貨種別を通貨種別コード（「業務コード集」参照）で入力する。

前記 [42] により、「1」を入力した場合には、「JPY」を入力する。

※ [44] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[44] 発送地リマークコード（「発送地リマーク」欄）

発送地にリマークがある場合は、リマークコード（「業務コード集」参照）を入力する。

[45] 記事2（「記事2」欄）

価格の建値、発送地リマークの補足事項（リマーク個数等）及び他法令コード等税関の審査に必要な場合に、必要に応じて入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、実際の運送個数、総重量、容積及び価格を入力する。

<繰返部>

※ 以下 [46] から [48] までの項目は、最大200欄まで繰り返し入力することができる。

[46] 収容先コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

コンテナ貨物の場合は、コンテナ番号を入力する。

「運送目的」欄に「KNU」（輸入申告中の運送）を入力した場合は、発送地に残っているコンテナのコンテナ番号を入力する。

[47] 申告欄番号（「欄番号」欄）

「コンテナ番号」欄を入力した場合は、当該コンテナ番号に対応する貨物管理番号の申告欄番号を必須入力する。なお、申告欄番号が複数ある場合は、昇順で入力する。

(入力例)

「1」 「123」 「245」

※ [48] の項目は、最大6欄まで繰り返し入力することができる。

[48] シール番号（「シール番号」欄）

運送するコンテナのシール番号を入力する。

(ロ) 呼出しによる方法

「保税運送申告呼出し」業務（業務コード：OLC11）を利用して、次の事項を入力して送信することにより、システムに登録されている貨物情報が「保税運送申告呼出情報（貨物情報）」（出力情報コード：SAS0461）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上、前記(イ)（呼出しによらない方法）に準じて追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は、入力不可又は入力を要しない。

# [1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

※ [2] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[2] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

保税運送申告を行う貨物管理番号を入力する。

### (3) 受理又は承認の通知

イ 受理の通知

前記(2)（申告の方法）により保税運送申告が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

(イ) 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

即時に承認され、後記(4)（承認の通知）により情報がそれぞれ配信される。

(ロ) 審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

次の情報がそれぞれ配信される。

	出力情報コード	出力条件	配信先
保税運送申告控 情報	SAS0351 (1欄用)	輸入貨物又は積戻し貨物の保税運送申告を行い、書類審査扱い(区分2)に選定された場合。	登録者 税関 (保税担当部門)
	SAS0361 (複数欄用)		

ロ 承認の通知

保税運送申告が承認された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、書類審査扱い（区分2）に選定された申告については、税関による審査が終了することで承認される。税関が要確認又は要施封を指定した場合は、その旨が配信される出力情報に表示される。

また、申告を行った利用者は、運送承認通知書を携行しなければならない場合は、「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：S A S O 3 7 1（1欄用）又はS A S O 3 8 1（複数欄用））を印刷したものをもって、携行すべき運送承認通知書に代えることができる。

	出力情報コード	出力条件	配信先
保税運送承認通知情報	S A S O 3 7 1 (1欄用)	保税運送申告が簡易審査扱い（区分1）に選定された場合。	登録者
	S A S O 3 8 1 (複数欄用)	保税運送申告が書類審査扱い（区分2）に選定され、承認となった場合。	
保税運送承認情報	S A S O 3 9 1 (1欄用)	輸入又は未通関積戻し貨物の保税運送申告が簡易審査扱い（区分1）に選定された場合。	発送地税関 (保税担当部門)
	S A S O 4 0 1 (複数欄用)		発送地税関 (監視担当部門)
保税運送承認貨物情報	S A S O 4 1 1 (1欄用)	保税運送申告が簡易審査扱い（区分1）に選定された場合又は書類審査扱い（区分2）に選定され、承認となった場合。	発送地保税地域 (注)
	S A S O 4 2 1 (複数欄用)		到着地保税地域 (注)
要確認通知情報	S A S O 6 3 0	輸入又は未通関積戻し貨物で要確認又は要施封に指定された場合。	到着地税関 (保税担当部門)
		仮陸揚貨物で要確認又は要施封に指定された場合。	到着地税関 (監視担当部門)

(注) 申告を行った利用者が管理する保税地域の場合又はシステム参加保税地域以外の場合は、配信されない。

#### (4) 関係書類等の提出

税関から関係書類等の提出を求められた場合は、「保税運送申告控」等の関係書類等を税関（仮陸揚貨物に係る申告については監視担当部門とし、その他の貨物に係る申告については保税担当部門）に提出する。なお、当該関係書類等の提出に当たっては、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第4節2（添付ファイル登録）に定める「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）又はファクシミリ送信を利用して提出することもできる。

### 4 申告内容の訂正、撤回又は取消し

#### (1) 自動起動前における訂正又は取消し登録

イ 「保税運送申告呼出し」業務（業務コード：OLC11）を利用する場合

「保税運送申告呼出し」業務（業務コード：OLC11）を利用する場合、「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄に保税運送申告番号を必須入力し送信することにより、システムに登録された申告等の内容が「保税運送申告呼出情報（保税運送申告情報）」（出力情報コード：S A S O 4 5 1）として応答画面に出力されることから、出力された事項について確認の上、訂正の場合は「処理区分\*」欄に「5」（自動起動前の訂正）を入力し、前記3(2)（申告の方

法) に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

また、取消しの場合は「処理区分\*」欄に「1」(自動起動前の取消し)を入力し送信する。

ロ 「保税運送申告事項登録呼出し」業務(業務コード:OLA11)を利用する場合

「保税運送申告事項登録呼出し」業務(業務コード:OLA11)を利用する場合、「保税運送申告番号(個別運送管理番号)」欄に保税運送申告番号を必須入力し送信することにより、システムに登録された申告等の内容が「保税運送申告事項呼出情報(保税運送申告情報)」(出力情報コード:SAS1370)として応答画面に出力されることから、出力された事項について確認の上、前記1(1)(申告事項の登録)に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、本業務を利用する場合は、前記1(1)(申告事項の登録)による保税運送申告事項を登録した状態となることから、前記3(2)イ(保税運送申告事項を登録している場合)により、再度、保税運送申告を行う必要があるので留意する。

## (2) 申告後承認前における訂正又は撤回

イ 訂正又は撤回方法

保税運送申告後、承認前に申告内容を訂正し、又は撤回する場合は、あらかじめ税関に申し出た上で、「保税運送申告(承認)変更呼出し」業務(業務コード:SOT11)を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録された申告内容が「保税運送申告(承認)変更呼出情報」(出力情報コード:SAS0561)として応答画面(「保税運送申告(承認)変更」業務(業務コード:SOT)を登録するための入力画面)に出力される。

[1] 処理区分コード(「処理区分\*」欄)

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
訂正	5
取消し	1

[2] 保税運送申告番号(個別運送管理番号)(「保税運送申告番号(個別運送管理番号)\*」欄)

保税運送申告番号を必須入力する。

応答画面に出力された事項について確認し、共通部の欄ごとに次の事項を入力するとともに、前記3(2)(申告の方法)に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

[1] 訂正区分コード(「訂正区分\*」欄)

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
追加	2
取消し	3
訂正又は訂正なし	5

(入力例)

	処理区分 (共通項目)	貨物Aの 訂正区分 (欄項目)	貨物Bの 訂正区分 (欄項目)	貨物Cの 訂正区分 (欄項目)

訂正 の 場合	共通部のみを訂正	5 (訂正)	5 (訂正なし)	5 (訂正なし)	—
	貨物Aの訂正のみ (欄項目)	5 (訂正)	5 (訂正)	5 (訂正なし)	—
	貨物Bの取消しのみ (欄項目)	5 (訂正)	5 (訂正なし)	3 (取消し)	—
	貨物Cの追加のみ (欄項目)	5 (訂正)	5 (訂正なし)	5 (訂正なし)	2 (追加)
申告の撤回である場合		1 (取消し)	(入力しない。)	(入力しない。)	—

ただし、申告後は、次の事項の変更できないことから、申告を撤回し、改めて保税運送申告を行う。

また、訂正は、同一保税運送申告について最大9回までシステムを使用して行うことが可能であるが、9回を超える訂正が必要となる場合については、後記5（保税運送申告の手作業移行又は運送期間延長承認申請の撤回）による手作業移行又は撤回の手続を行う。

- ・ 申告官署コード（「申告官署」欄）
- ・ 申告者コード（「申告者」欄左）
- ・ 申告者名（「申告者」欄右）
- ・ 発送地コード（保税地域）（「保税地域」欄）
- ・ 発送地コード（船卸場所）（「バース」欄）
- ・ 船卸港コード（「港」欄左）
- ・ 発送地名（「港」欄右）

ロ 出力情報

前記イ（訂正又は撤回方法）により保税運送申告を訂正し、又は撤回した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
保税運送申告控 情報	SAS0351 (1欄用)	輸入又は未通関積戻し貨物に係る、保税運送申告後承認前に訂正した場合。	申告者 税関 (保税担当部門)
	SAS0361 (複数欄用)	仮陸揚貨物に係る保税運送申告後承認前に訂正した場合。	申告者 発送地税関 (監視担当部門)
保税運送申告取 消通知情報	SAS0510	輸入又は未通関積戻し貨物に係る、保税運送申告後承認前に撤回した場合。	申告者 発送地税関 (保税担当部門)
		仮陸揚貨物に係る保税運送申告後承認前に撤回した場合。	申告者 発送地税関 (監視担当部門)

(3) 保税運送承認後における訂正、取消し又は運送期間延長承認申請

イ 訂正、取消し又は運送期間延長承認申請

保税運送承認後に訂正、取消し又は運送期間延長承認申請をする場合は、あらかじめ税関に申し出た上で、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務（業務コード：SOT11）を利用し

て次の事項を入力し送信することにより、システムに登録された申告内容が「保税運送申告（承認）変更呼出情報」（出力情報コード：SAS0561）又は「保税運送申告（承認）変更（期間延長）呼出情報」（出力情報コード：SAS0571）として応答画面（「保税運送申告（承認）変更」業務（業務コード：SOT）に登録するための入力画面）に出力される。

なお、この場合における訂正については、1件の保税運送申告につき複数の貨物に対して承認を受けた場合における一部の貨物についての取消し又は及び到着地の訂正のみが可能であり、取消しの場合は、承認内容の全てを取り消すこととなる。

ただし、既に発送された貨物については、到着地の訂正以外の訂正又は取消しを行うことはできない。

[1] 処理区分コード（「処理区分\*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
訂正	5
取消し	1
運送期間延長申請	4

[2] 保税運送申告番号（個別運送管理番号）（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）\*」欄）

保税運送申告番号を必須入力する。

応答画面に出力された事項について確認の上、「処理区分\*」欄に入力したコードに応じて次の事項を入力するとともに、前記3(2)（申告の方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

[1] 運送期間終了予定日（「運送期間」欄右）

「処理区分\*」欄に「4」（運送期間延長申請）を入力した場合は、延長後の運送期間終了予定日を必須入力する。

[2] 訂正区分コード（「訂正区分」欄）

「処理区分\*」欄に「5」（訂正）を入力した場合は、貨物管理番号ごとに次の区分に応じたコードを必須入力する。

なお、「処理区分\*」欄に「4」（運送期間延長申請）を入力した場合は、入力不可。

区 分	コード
追加	2
取消し	3
訂正又は訂正なし	5

[3] 記事1（「記事1」欄）

「処理区分\*」欄に「4」（運送期間延長申請）を入力した場合は、延長を必要とする災害その他やむを得ない事由を必須入力する。

運送期間延長承認申請については、運送期間経過後の申請はできないことから留意すること。また、システムを使用するの申請は1回のみであるため、2回目以降の場合はマニュアルの方法で申請を行う。

なお、運送期間延長承認申請について訂正又は撤回の必要が生じた場合は、後記5（保税運送申告の手作業移行又は運送期間延長承認申請の撤回）により撤回の手続を行う。

訂正後においては、「保税運送承認訂正通知情報」（出力情報コード：S A S O 5 8 1（1欄用）又はS A S O 5 9 1（複数欄用））を「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」として取り扱う。

ロ 出力情報

前記イ（訂正、取消し及び運送期間延長承認申請）により保税運送申告の訂正等を行った場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
保税運送承認訂正・取消控情報	S A S O 4 7 1 (1欄用)	保税運送承認済みである輸入貨物又は未通関積戻し貨物に係る訂正又は取消しの場合。	登録者 発送地税関 (保税担当部門)
	S A S O 4 8 1 (複数欄用)	保税運送承認済みである仮陸揚貨物の訂正又は取消しの場合。	登録者 税関 (監視担当部門)
到着地取消通知情報	S A S O 5 3 0	保税運送承認後に到着地の変更を含む訂正が承認された場合。	訂正前の到着地保税地域(注)
運送期間延長申請控情報	S A S O 5 4 1 (1欄用)	輸入貨物又は未通関積戻し貨物の運送期間延長承認申請の場合。	登録者 税関 (保税担当部門)
	S A S O 5 5 1 (複数欄用)	仮陸揚貨物の運送期間延長承認申請の場合。	登録者 税関 (監視担当部門)
保税運送承認訂正通知情報	S A S O 5 8 1 (1欄用) S A S O 5 9 1 (複数欄用)	保税運送承認後の訂正に対する審査終了がされた場合。	登録者
保税運送承認訂正貨物情報	S A S O 6 0 1 (1欄用)	保税運送承認後の訂正に対する審査終了がされた場合。	発送地保税地域 (注)
	S A S O 6 1 1 (複数欄用)		訂正後の到着地保税地域(注)
保税運送承認取消通知情報	S A S O 6 2 0	保税運送承認後の取消しに対する審査終了がされた場合。	申告者 発送地保税地域 (注) 到着地保税地域 (注)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
運送期間延長承認通知情報	S A S 0 6 4 1 (1欄用)	運送期間延長承認申請に対する審査終了がされた場合。	申告者
	S A S 0 6 5 1 (複数欄用)		
運送期間延長承認貨物情報	S A S 0 6 6 1 (1欄用)	次の条件を全て満たす場合 ①運送期間延長承認申請に対する審査終了がされた場合。 ②発送前である場合。	発送地保税地域 (注)
	S A S 0 6 7 1 (複数欄用)		
		運送期間延長承認申請に対する審査終了がされた場合。	到着地保税地域 (注)

(注) 申告手続を行った利用者が管理する保税地域の場合又はシステム参加保税地域以外の場合は、配信されない。

## 5 保税運送申告の手作業移行又は運送期間延長承認申請の撤回

### (1) 手作業移行又は撤回事由

保税運送申告、運送期間延長承認申請について、次のいずれかに該当する場合には、手作業移行又は撤回をする。

- ① 保税運送申告後における訂正が9回を超える場合
- ② 運送期間延長承認申請を訂正し、又は撤回する場合
- ③ その他システムにより処理ができない場合

### (2) 手作業移行の方法

保税運送申告について、手作業に移行する必要がある場合は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4000号）を作成し、保税運送申告の際に配信された「保税運送申告控情報」（出力情報コード：S A S 0 3 5 1（1欄用）又はS A S 0 3 6 1（複数欄用））を印刷し添付して、税関（保税担当部門）に提出する。

なお、申告書の作成の際は、次のことに留意すること。

- ① 「申告年月日」欄は、「保税運送申告控情報」（出力情報コード：S A S 0 3 5 1（1欄用）又はS A S 0 3 6 2（複数欄用））に出力されている申告年月日を記入する。
- ② 「申告番号」欄は、税関が記入することから記入を要しない。

### (3) 撤回の方法

運送期間延長承認申請について、撤回する必要がある場合は、「N A C C S登録情報変更申出」に運送期間延長承認申請の撤回が必要な旨、運送期間承認申請番号、保税運送申告番号及び撤回が必要な理由等、必要事項を記入し、「運送期間延長申請控情報」（出力情報コード：S A S 0 5 4 1（1欄用）又はS A S 0 5 5 1（複数欄用））を印刷し添付の上税関（保税担当部門）に提出するとともに、「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：S A S 0 3 7 1（1欄用）又はS A S 0 3 8 1（複数欄用））を税関に提示する。

なお、「N A C C S登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-

第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）によることも可能であるが、この場合には運送期間延長申請控の添付及び保税運送承認通知書（運送目録兼用）の提示を要しない。

## 6 帳票印刷、携行及び到着確認

### (1) 帳票印刷及び携行

イ 発送地及び到着地がシステムに参加している場合の運送

発送地において要確認又は要施封の指定を受けた場合及び税関から指示があった場合を除き、「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：SAS0371（1欄用）又はSAS0381（複数欄用））の印刷及び携行を要しない。

ロ 発送地又は到着地がシステムに参加していない場合の運送

「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：SAS0371（1欄用）又はSAS0381（複数欄用））を印刷の上携行する必要がある。この場合において、「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：SAS0371（1欄用）又はSAS0381（複数欄用））の「発送地」欄又は「到着地」欄の欄外に、「\*」（システム不参加表示）が出力される。

### (2) 運送貨物の到着確認

イ 到着地がシステムに参加している場合

到着地の倉主等は、第2章第3節（貨物の搬入関係手続）により貨物の搬入に係る手続を行う。

ロ 到着地がシステムに参加していない場合

関税法基本通達63-13（運送貨物の到着の確認）の規定に準ずるものとするが、「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：SAS0371（1欄用）又はSAS0381（複数欄用））の提出に関しては、原則として、同通達の規定に関わらず到着地税関に提出するものとし、発送地税関への提出を要しない。

なお、「保税運送承認通知情報」（出力情報コード：SAS0371（1欄用）又はSAS0381（複数欄用））又は「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4000号）を到着地税関に提出することにより、システムでの後続業務が利用可能となる。